

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

伊勢市の中心市街地は、鉄道や路線バス、コミュニティバスの乗降拠点となっており、鉄道駅乗客数や観光周遊バス乗客数は増加している。しかし、観光客及び市民の移動手段は依然として自動車の割合が高い。また、第62回式年遷宮を契機として外宮への入り込み客が増大し駐車場不足などが課題となっていることから、自動車に依存しない移動環境の整備を行うとともに、高齢者や交通弱者に対応した、生活を支える地域公共交通の充実を図る必要がある。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
[事業名] おかげバスの運行事業 [内容] 交通不便地域や市内主要施設を循環するバスの運行 [実施時期] 平成19年度～	伊勢市	交通不便地域や市内主要施設を循環するバスを運行することで、地域間の交通格差を解消するとともに、中心市街地への移動手段を確保し、にぎわいを創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業） [実施時期] 令和2年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
[事業名] レンタサイクル事業 [内容] レンタサイクルの貸出 [実施時期] 昭和 50 年度～	伊勢市 観光協会	公共交通での利便性が悪い中心市街地のエリアへの観光客やビジネス客の手軽な交通手段として、レンタサイクルを提供する本事業を実施することは、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		